

## 令和3年12月（第4回）定例会 文教民生委員会委員長報告

ただいま議題となりました議案第103号宇部市印鑑の登録及び証明に関する条例中一部改正の件外3件について、付託されました文教民生委員会の審査の結果及び審査の概要を御報告申し上げます。

まず、審査の結果ですが、議案第104号、第105号及び第110号の3件については全会一致をもって、議案第103号については賛成多数をもって、本日お手元に配付の委員会審査報告書に記載のとおり、可決すべきものと決定しました。

次に、審査の概要について申し上げます。

まず、議案第104号宇部市国民健康保険条例中一部改正の件についてです。

本案は、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるものです。

それでは、本案に対する審査の過程でなされた主な質疑を申し上げますと、本市が支給する出産育児一時金の額42万円は、被保険者が実際に支払う出産費用と比較し不足額が生じていないのかただしたところ、山口県の平均出産費用は39万1,542円となっており、支給額が上回っていることから、差額については、被保険者の経済的負担軽減の一助になっていると考えているとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

次に、議案第110号宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか3施設）に係る指定管理者の指定の件についてです。

本案は、令和4年3月に指定管理者の指定期間が満了となる宇部市体育施設（宇部市俵田翁記念体育館ほか3施設）に関し、令和4年4月からの指定管理者を指定することについて、地方自治法の規定により、市議会の議決を求めるものです。

それでは、審査の過程でなされた主な質疑を申し上げます。

まず、このたびの指定管理者を選定するに当たって、単独指定とした理由についてただしたところ、指定管理期間は本来5年間であるものの、令和5年度から実施する「恩田スポーツパーク構想」が準備段階にあるため、このたびは1年間となること。また、現指定管理者は残りの体育施設11施設についても管理運営をしていること。

さらに、「公の施設の指定管理者制度に係るガイドライン」に定める非公募理由の1つである「専門的かつ高度な技術、ノウハウ等を有する特定の団体を指定することが、適切な施設の管理運営に資すると認められる場合」に該当すると判断したものとのことでした。

次に、指定管理者の選定において、外部評価委員会による配点がなされていないのはなぜかただしたところ、現指定管理者の評価期間が令和3年4月1日から数か月間の評価となるため、外部評価委員会においての実績評価が難しいと考え、公共施設マネジメント課とも協議の上、実績に対する加点を行わないこととしたものである。

しかしながら、指定管理候補者としての適正については、選定委員会において、審査基準に基づき、総合的に評価しており、その基準点を上回ったことから、適切な選定を行ったものと考えているとのことでした。

以上のような質疑がなされた後、採決の結果、冒頭申し上げましたとおり、本案は全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

以上が、本委員会における審査の概要です。

その他の議案につきましては、本席から特に御説明申し上げる事項はありません。

よろしく御審議くださるようお願いし、文教民生委員会の報告を終わります。